

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第三号
国土交通省令第三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の四第一項及び第二項並びに第十二条の五第一項の規定に基づき、旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年四月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 石井 啓一

旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則の一部を改正する命令
旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成二十一年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(取引条件の説明)</p> <p>第三条 法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。</p> <p>一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ 〓ホ (略)</p> <p>ハ ホに掲げる旅行に関するサービスに企画旅行の実施のために提供される届出住宅（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する届出住宅をいう。以下この条において同じ。）における宿泊のサービスが含まれる場合にあっては、宿泊サービス提供契約（同法第十二条に規定する宿泊サービス提供契約をいう。次号において同じ。）を締結する住宅宿泊事業者（同法第二条第四項に規定する住宅宿泊事業者をいう。次号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅ト 〓タ (略)</p> | <p>(取引条件の説明)</p> <p>第三条 法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。</p> <p>一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ 〓ホ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ 〓ヨ (略)</p> |

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 〓ハ (略)

二 旅行業務として住宅宿泊事業法第二条第八項第一号に掲げる行為を取り扱う場合にあっては、宿泊サービス提供契約を締結する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅

ホ 前号ハからホまで、ト、リからワまで及びビヨに掲げる事項

三 (略)

(書面の記載事項)

第五条 法第十二条の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 〓二 (略)

ホ 第三条第一号ハからタまでに掲げる事項

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 〓ロ (略)

ハ 第三条第一号ハからホまで、ト、リからワまで及びビヨ、同条第二号ハ及び二並びに前号ハ及び二に掲げる事項

三 (略)

(書面の記載事項)

第九条 法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項

イ (略)

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 〓ハ (略)

(新設)

二 前号ハからヘまで、チからマまで及びビカに掲げる事項

三 (略)

(書面の記載事項)

第五条 法第十二条の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 〓二 (略)

ホ 第三条第一号ハからヨまでに掲げる事項

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 〓ロ (略)

ハ 第三条第一号ハからヘまで、チからマまで及びビカ、同条第二号ハ並びに前号ハ及び二に掲げる事項

三 (略)

(書面の記載事項)

第九条 法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項

イ (略)

口 第三条第一号ハからチまで及び又からタまで並びに第五条第一号イ、ハ及びニに掲げる事項

ハ・ニ (略)

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第三条第一号ハからホまで、ト、又からリまで及びヨ、同条第二号ハ及びニ、第五条第一号ハ及びニ並びに前号ハに掲げる事項

附則

この命令は、平成三十年六月十五日から施行する。

省 令

○国土交通省令第三十八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十三条第三項第四号の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十六日

国土交通大臣 石井 啓一

旅行業法施行規則の一部を改正する省令
旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(禁止行為)</p> <p>第三十七条の九 法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 宿泊のサービスを提供する者（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者を除く。）と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為</p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第三十七条の九 法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>（新設）</p> |

附則

この省令は、平成三十年六月十五日から施行する。

告 示

○法務省告示第百十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成三十年四月十六日

法務大臣 上川 優子

- 住所 福岡市中央区春吉3丁目3番7号 張公泰 昭和9年12月26日生
- 住所 愛知県瀬戸市本郷町74番地 李実奈 昭和59年2月4日生
- 住所 横浜西区久保町13番4—701号 康舜之 平成6年9月28日生
- 住所 岐阜市福光東2丁目7番25—603号 永剛 昭和48年8月8日生
- 住所 昭陽 昭和50年12月7日生
- 住所 阿斯爾 平成12年9月25日生
- 住所 東京都多摩市落合3丁目5番地 湯春光 昭和59年3月20日生
- 住所 新潟市北区西名目所4077番地85 芥ネ又・又エル 平成4年4月23日生
- 住所 東京都品川区平塚2丁目9番3—502号 崔紅 昭和60年4月28日生
- 住所 愛知県岡崎市巾着町字井ノ上63番地 崔士逸 昭和63年1月23日生
- 住所 神戸市兵庫区小河道2丁目2番22—403号 宮震 昭和62年12月27日生
- 住所 宮羅瑠 平成26年10月9日生
- 住所 埼玉県蕨市北町1丁目20番8号 池敬子 昭和62年3月3日生
- 住所 池辰義 平成24年5月1日生
- 住所 池悠梁 平成29年10月3日生
- 住所 横浜市港北区新吉田東3丁目2番12—709号 劉海儀 昭和54年1月19日生
- 住所 東京都豊島区奥鴨1丁目11番2—610号 沈漪 昭和61年12月16日生
- 住所 徳島市上助任町藍子119番地2 張維瑞 昭和60年3月12日生

- 住所 山形県米沢市御廟3丁目2番36号 王エン・モハヤツド・アララジ 昭和58年4月21日生
- 住所 サイナブ・アブドラー・バケル・アデル・アララウイ 昭和58年11月5日生
- 住所 ヤザン・アエン・モハヤツド・アララジ 平成24年7月4日生
- 住所 サイド・アエン・モハヤツド・アララジ 平成28年11月15日生
- 住所 神戸市須磨区北落合3丁目1番367—306号 夫娘訓 昭和28年2月20日生
- 住所 文富子 昭和30年7月1日生
- 住所 夫和磨 昭和59年10月4日生
- 住所 神戸市須磨区中落合1丁目1番402—404号 夫玲 昭和63年6月10日生
- 住所 東京都葛飾区小菅4丁目19番7—408号 田忠浩 平成9年11月26日生
- 住所 東京都足立区西新井1丁目14番10号 田忠浩 平成15年8月18日生
- 住所 張天一 昭和62年2月8日生
- 住所 埼玉県川口市朝日1丁目19番1号 王建喜 昭和61年8月15日生
- 住所 王麟 平成25年10月11日生
- 住所 王翊 平成27年12月11日生
- 住所 東京都江東区千田18番3号 李健熙 平成2年10月26日生
- 住所 埼玉県越谷市新越谷1丁目1番地12 李一・ラン・ゴツク・ホン 平成5年6月1日生
- 住所 川崎市宮前区瀬見台7番35号 李一・ホアイ・アン 平成6年6月27日生
- 住所 堺市西区浜寺船尾町東4丁39番地 魏国順 昭和58年8月1日生
- 住所 盧曉艶 昭和62年12月18日生
- 住所 魏佳冉 平成27年12月30日生
- 住所 千葉県鎌ヶ谷市富岡3丁目20番18号 楊美紅 昭和49年1月11日生
- 住所 京都市右京区嵯峨野秋街道町1番地23 鄭貞姬 昭和50年3月1日生
- 住所 鄭成興 平成11年6月29日生
- 住所 鄭成信 平成14年2月11日生
- 住所 東京都江東区北砂5丁目20番3—1206号 カール・ウイナー・ロウ 昭和54年2月3日生
- 住所 シー・スアン・スミヂイ 昭和52年2月16日生
- 住所 ミキ・ロウ 平成21年11月5日生
- 住所 ルイサ・ロウ 平成23年9月21日生